

はじめに—学習の基本は「条文」にあり!

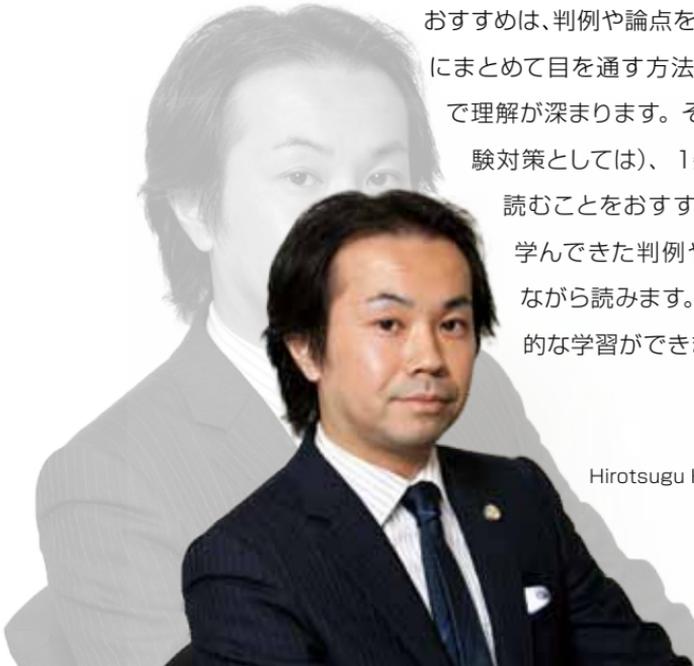
法律の勉強は判例や論点が重要だと思われがちです。しかし、基本にあるのは「条文」です。判例も論点も、条文から出発しています。法律の解釈論は、条文の規定をどのように読むことができるか、という問題だからです。

条文を学ぶためには、ひとつひとつを読むことが必要です。判例や論点に関連する条文を読み込むことも重要ですが、それだけではありません。法律を体系的にマスターするには、最後は「条文の素読」が功を奏します。

特に司法試験や公務員試験・司法書士試験・行政書士試験などの資格試験では、「条文を使える力」が求められます。1条から順番に繰り返し読むことで、条文の規定が頭になじめば、これを使う素地は整います。

民法は1044条までの条文があります。憲法の103条(補則を含む)に比べ、10倍以上のボリュームです。読むだけですぐに理解できるものばかりではなく、判例や論点を学ぶなかで少しずつ、その輪郭が見えてくる条文もあります。

おすすめは、判例や論点を学ぶ際に「関連条文」にまとめて目を通す方法です。その繰り返しの理解が深まります。そして最後は(特に試験対策としては)、1条から順番に条文を読むことをおすすめします。これまで学んできた判例や論点を頭に浮かべながら読みます。こうすることで立体的な学習ができます。

A portrait of Hirotsugu Kiyama, a man with dark hair, wearing a dark suit, white shirt, and dark tie. He is looking slightly to the right of the camera with a neutral expression. The background is a light, neutral color.

Hirotsugu Kiyama

判例や論点の勉強にはあまり登場しない条文もあります。そうした条文は、存在を知り、何が書かれているかを知っておくことに意味があります。いわゆる「知識問題」として資格試験で問われるものは、条文の内容がベースになっているものが多いからです。

民法条文の朗読を音声教材で聴くことは、条文の学習を進めるための強力なサポーターになるでしょう。机に向かい集中して条文を聴くこともできます。移動時間に流して聴くこともできます。

わたしも司法試験の受験時代に、民法の条文を何度も読みました。黙読だけでなく、1条から順番に音読をしました。当時はこのような素晴らしい音声教材がありませんでした。このたび新しく制作された「女子アナ民法」のCD教材は、自動的に民法の全条文を読んでもらえる「スグレモノ」です。重要条文に絞って聴けるなど、使い勝手も抜群です。

最大の特徴は、プロのアナウンサーが全条文を読んでくれることです。美しい声をもった3名的女子アナが、かわるがわる条文を読んでくれます。法律の条文なのに音楽を聴いているような気分になるかもしれません。勉強時間の蓄積がある方でも、きっと新鮮な気持ちで心地よく聴くことができると思います。

地味になりがちな試験勉強の清涼剤になり、やる気がアップすること、間違いなしです。

条文にメリハリをつけた画期的な冊子もついています。CDと冊子を併用して活用すれば、民法がさらになじみ深いものになるでしょう。そしていつの間にか民法アレルギーもなくなり、好きな科目になっているはずです。

2013年5月

弁護士 木山泰嗣

〈本CDの使い方〉

民法の苦労は、1044 条の長さ !!

自分に必要な条文がわかれば、効果的に民法攻略ができます。

本CDは、民法の全条文が、第1巻～第3巻に分かれ、第1条から順番に収録されています。

テンポの良いBGMを背景にしているので、女性アナウンサーが正確に読み上げる条文を飽きることなく反復して聞くことができ、日常あまり使われない法律特有の用語が頭に入りやすくなります。

また、重要なAランクの条文の頭には、注意を喚起する〈効果音〉がついているので、通してお聞きになる中でも集中力を使うポイントが明確にわかります。

さらに、本書(テキストブック)では、各資格試験の過去問の出題頻度を精査したうえで、条項ごとにA～Eのランク分けを施しており(編集:合格新風会)、CDではテキストのランク分けに対応したトラックの分割がなされています。次頁に資格試験ごとのトラックをまとめていますので、一覧に従って条文を選択し、お手持ちのデバイスに取り込むことで、自分だけの「民法条文教材」にカスタマイズ出来ます!

CDカスタマイズ方法

※受験する資格や目的に応じて、こんな使い方をしてみては、いかがですか?

(1) 「司法書士」合格を目指すAさん。

次表の「Aランク」と「Cランク」の「トラック」を取り込んで、カスタマイズ!
必要な条文にフォーカスして、学習時間を短縮しましょう!

(2) 「宅建」を仕事のスキルアップで取得しなければならなくなったBさん。

次表の「Aランク」と「Eランク」の「トラック」を取り込んで、カスタマイズ!
通勤時間を有効に使いましょう!

(3) 今年は、何か資格に挑戦してみようと思っているCさん。

次表の「Aランク」だけを取り込んで、カスタマイズ!
民法の基礎、基本構造に触れてみましょう!

※本CDから必要な条文をランク別に再編集するには、iTunes等のメディアプレイヤーがインストールされたパソコンに、本CDコンテンツをインポートしてください。本テキストの「**ランク別 Track 一覧**」を照合しながら、必要なトラックを選んでプレイリストを作れば、カスタマイズが完了します。CDDDB(CD DateBase) 対応のメディアプレイヤーでは、トラックの「名前」にランク、条文番号等が自動的に表示されますので、より簡単にトラックを選択できます。

条文の“読み方”について

このCDの条文の読み方を決めるにあたっては、台本作成段階で、ルビの暫定的な確定をした。下記の法律用語に関する辞典・日本語に関する辞典など多くの文献にあたり、明らかな読み誤りを排除する作業を行った。

ただし、「競売」「遺言」「兄弟姉妹」「前」「後」など、一般の読み方と法律家の慣習的な読み方が分かれる用語は、各文献を比較しながら、基本的には法律用語としての慣習的な読みを尊重した。

「日本」「年」など日本語として複数の読みがあるものは、一般的に多いであろう自然な読み方を選択した。いずれの作業も、元裁判官、民法学者、弁護士の先生方にもご意見をうかがいながらルビを決めた。

イントネーションは、一般的に法律家が使うもので自然なものを原則として選択した。収録に同席し、明らかに違和感のあるものは修正を求めた。他方で、それぞれのアナウンサーの読み上げのなかで自然に聴くことができたものは、それぞれの個性を尊重した。

木山 泰 嗣

参考文献

『法令用字用語必携(第4次改訂版)』法令用字用語研究会[監修]、ぎょうせい

『必携法令難語辞典(第3版)』浅野一郎他[編]、三省堂

『新法律学辞典(第3版)』竹内昭夫、有斐閣

『有斐閣 法律用語辞典(第4版)』法令用語研究会[編集]

『法律用語辞典(第4版)』小野幸二他[編]、法学書院

『学習六法(第7版)』日本評論社

内田貴『民法I～IV』(いずれも最新の版、東京大学出版会)の事項索引

『注釈公用文用字用語辞典(第5版)』川崎政司[編]、新日本法規

『最新公用文用字用語例集』ぎょうせい公文研究会[編]、ぎょうせい

『日本国語大辞典(第2版)』全巻、小学館

文化庁『言葉に関する問答集 総集編』大蔵省印刷局

新村出編『広辞苑(第6版)』岩波書店

<本書の使い方>

読みやすさを“徹底的に”追求した、画期的条文集！

合格新風会

■条文を5段階（A～E）にランク分け。ルビ付き！

受験する資格試験に応じた重要条文の絞り込みが可能に！ 各試験の出題実績をもとに、全条文を項単位で細かくランク分けしています（平成25年5月1日現在の法律に基づく）。さらに、法律特有の用語や間違えやすい用語にルビを振っています。

主な資格試験と該当のランクー一覧

A	全共通
B	司法試験
C	司法書士、不動産鑑定士、公認会計士
D	行政書士、公務員試験
E	宅建、マンション管理士、管理業務主任者、貸金業務取扱主任者
—	

条文とランクの対応例

解除の 効果	A	第545条 当事者の一方がその解除権を行使したときは…
	B C D	② 前項本文の場合において、金銭を返還するときは…
	A	③ 解除権の行使は、損害賠償の請求を…

↑
条文の「見出し」

↑
“項”は本書では丸数字。ただし、第1項に丸数字はつきません。“写”は漢数字で表記しています。

※テキストとCDの連動（CDカスタマイズ）については、6頁参照。

■条文が読みにくい理由

法律学習の出発点は、条文にあります。そのため、条文の熟読、素読は、上級の国家資格の受験対策では不可欠の学習です。また、初級から中級の国家資格でも条文の内容の理解が試験で問われているわけですから、条文学習が重要なことはいまでもありません。しかし、現実には、条文学習をしたくても、中途半端に終わってしまうのが実情ではないでしょうか。

民法典は、カタカナ・文語体表記から現代語化された（平成16年）とはいえ、依然、条文の読解に苦労されている読者も多いと思います。なぜ民法条文が読みにくいのでしょうか。その理由として、次のようなことが考えられます。

- 1 「が」「は」等の助詞が多用されているが、主語がない文章がある。
- 2 同一の条文内で主語がある文章とない文章が混在している。
- 3 主語のある文章も、主語の位置がまちまちである。
- 4 ニセの主語、隠れ主語がいる（120条など）。
- 5 条文の規定の仕方が多様である。
- 6 例外規定が多く、かつ長いものもある。
- 7 準用が多用されている。

■重要度フォーカス方式とは

そこで本書では、次のような各種脚色を施し、徹底的に「読みやすさ」を追求しました。

表記法	内容	アイコン
太字表記	述部（述語） を明示する。これは、効果を規定している場合が多い。法律の学習では要件と効果を覚えることが重要であり、学習の基本であるが、どんな種類の効果があるかを先に押さえて、それに対応する要件を覚えていこうが学習効率が良い。 次に、述部に対応する 主部（主語） があれば、それを明示する。	—
キーワード	民法条文の中でも重要な言葉や、資格試験の出題に関係する用語を明示する（一括して覚えるべき語句は一括して、独立して覚えるべき語句は原則として単語単位でマーキング）。	
原則と例外	条文中に示されている例外規定（「ただし……の場合は、この限りでない。」といった、条文の適用範囲を限定する制限文言）について、例外規定全体を山カッコ<>で囲み、アイコンを付す。	
条文等の準用	条文中の「……のときに限り、第〇〇条から第△△条までの規定を準用する。」「……については、この章の規定を準用する。」といった“準用”規定について、準用される内容やタイトルを <i>斜体</i> で表記する。	—
数字	暗記のポイントとなる数字について、 色文字 で表記する。	—

※太字表記とキーワードは、ランクがついているものについて施しています。

※本書では、目的語や助詞等、厳密な意味では主部・述部に含まれないものを太字で摘示している場合がありますが、あくまで、試験対策の観点からの対応ですのでご了承ください。

総則／物権 学習のポイント

木山泰嗣

1 総則について

総則は「民法総則」とも呼ばれる部分です。大学法学部のカリキュラムでは、この民法総則を最初に履修させる場合が多いです。

民法の導入編ともいえるパートですが、重要事項が盛りだくさんです。なかでも重要なのは、①**意思表示**、②**代理**、③**時効**です。

①**意思表示**は、民法が定める法律行為の前提となる概念であり、正確に理解することが重要です。民法は、問題なく有効になる通常の意味表示とは異なる場面として、1) 意思の欠缺けんけつ（不存在）と2) 瑕疵ある意思表示を定めています。1) 前者には、心裡留保（93条）、虚偽表示（94条）、錯誤（95条）の3種類があります。2) 後者には、詐欺（96条）と強迫（96条）の2種類があります。大事なことは、それぞれの要件と効果をおさえることです。また「当事者間における問題」と「第三者が登場した場合の問題」を分けて、条文の規定を理解することが重要です。

②**代理**も極めて重要な事項です。まずは、代理人が行った代理行為の効果が本人に帰属するための要件をおさえます。次に代理権のない者が行った無権代理の場合の原則的な帰結と、第三者が例外的に保護される場合の理屈を論理的に理解することが重要です。後者は「表見代理」と呼ばれ、109条、110条、112条に定められています。これらの要件を正確に理解するとともに、無権代理人の責任（117条）の内容・趣旨、表見代理との関係などにも目配りする必要があります。

③**時効**も頻出の分野です。時効には1) 取得時効と2) 消滅時効があり、それぞれの要件をおさえることが重要です。特に消滅時効については、債権の一般的消滅時効(167条)のほか、個別に短期消滅時効が各条文に規定されています。時効は制度趣旨、起算点、時効期間、要件、援用権者、主張・立証方法、中断事由などさまざまな論点があります。最初はむずかしく感じられる時効も、条文を読み込めばアレルギーもなくなるはずで

2 物権について

物権は、単体でみると所有権以外のものがイメージしにくく、苦手意識をもたれる方が多い分野です。大事なことは、イメージしやすい「債権」との違いをおさえることです。物権は法定主義があり、当事者間では創設できません。そのため、民法が規定する物権を、ひとつひとつおさえていくことが重要です。

試験で頻出なのが**所有権**にまつわる問題です。対抗問題を定めた177条・178条は極めて重要ですし、所有者が複数の場合の「**共有**」、物を占有することで生じる「**占有権**」も条文をよく読んで学ぶことが求められます。

抵当権、留置権、先取特権などがある担保物権も、実務的には債権回収をする者にとって重要な分野です。もっとも、よく聞かれるところとそうでないところがあります。受験される試験での重要度に応じて、メリハリをつけた学習をすれば恐れるに足りません。



条 文 目 次

Track <Disc1 / 朗読：安藤あや菜> 頁数

第1編 総則

23

第1章 通則

- ① 第1条 (基本原則)
- ② 第2条 (解釈の基準)

第2章 人

24

第1節 権利能力

- ③ 第3条

第2節 行為能力

- ④ 第4条 (成年)
- ⑤ 第5条 (未成年者の法律行為)
- ⑥ 第6条 (未成年者の営業の許可)—— 25
- ⑦ 第7条 (後見開始の審判)
- ⑧ 第8条 (成年被後見人及び成年後見人)
- ⑨ 第9条 (成年被後見人の法律行為)
- ⑩ 第10条 (後見開始の審判の取消し)
- ⑪ 第11条 (保佐開始の審判)
- ⑫ 第12条 (被保佐人及び保佐人)—— 26
- ⑬ 第13条 (保佐人の同意を要する行為等)
- ⑭ 第14条 (保佐開始の審判等の取消し)—— 27
- ⑮ 第15条 (補助開始の審判)
- ⑯ 第16条 (被補助人及び補助人)—— 28
- ⑰ 第17条 (補助人の同意を要する旨の審判等)
- ⑱ 第18条 (補助開始の審判等の取消し)
- ⑲ 第19条 (審判相互の関係)—— 29
- ⑳ 第20条 (制限行為能力者の相手方の催告権)
- 第21条 (制限行為能力者の詐術)—— 30

第3節 住所

- ㉑ 第22条 (住所)
- 第23条 (居所)

第24条 (仮住所)

第4節 不在者の財産の管理及び 失踪の宣告

- ㉒ 第25条 (不在者の財産の管理)—— 31
- ㉓ 第26条 (管理人の改任)
- 第27条 (管理人の職務)
- 第28条 (管理人の権限)
- 第29条 (管理人の担保提供及び報酬)—— 32
- ㉔ 第30条 (失踪の宣告)
- 第31条 (失踪の宣告の効力)
- ㉕ 第32条 (失踪の宣告の取消し)

第5節 同時死亡の推定

- ㉖ 第32条 の 2—— 33

第3章 法人

- ㉗ 第33条 (法人の成立等)
- ㉘ 第34条 (法人の能力)
- ㉙ 第35条 (外国法人)—— 34
- 第36条 (登記)
- 第37条 (外国法人の登記)

第4章 物

36

- 第85条 (定義)
- ㉚ 第86条 (不動産及び動産)
- ㉛ 第87条 (主物及び従物)
- ㉜ 第88条 (天然果実及び法定果実)
- ㉝ 第89条 (果実の帰属)

第5章 法律行為

37

第1節 総則

- ㉞ 第90条 (公序良俗)
- ㉟ 第91条 (任意規定と異なる意思表示)
- ㊱ 第92条 (任意規定と異なる慣習)

第2節 意思表示

第1編 総則

第1章 通則

< Disc1 / 朗読：安藤あや菜 >

基本原則	1 —	第1条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
	B D	② 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
	B C D	③ 権利の濫用 ^{らんよう} は、これを許さない。
解釈の基準	2 —	第2条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

※ランク欄の四角囲み数字はCDのトラックナンバーです。

※A～Eのランクと資格試験の対応については10頁参照。

第2章 人

第1節 権利能力

3 B C	第3条 <small>きょうゆう</small> 私権の享有は、 <small>しゅっしょう</small> 出生に始まる。
	② 外国人は、< 例外 法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、> 私権を享有する。

第2節 行為能力

成年	4 —	第4条 年齢20歳をもって、成年とする。
	未成年者の法律行為 5 B C E B C E A	第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。 < 例外 ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。>
② <small>ぜんこう</small> 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。		
③ 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産		

		を処分するときも、同様とする。
未成年者の営業の許可	6 BCD	第6条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。
	—	② 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第4編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。
後見開始の審判	7 A	第7条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。
及び成年後見人 成年後見人	8 BD	第8条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。
行為 成年被後見人の法律	9 A	第9条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。 <例外 ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。>
後見開始の審判の取消し	10 —	第10条 第7条に規定する原因〔精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況の原因〕が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。
保佐開始の審判	11 A	第11条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。<例外

	<p>一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権</p> <p>二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権</p> <p>三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権</p>
<p>1年の短期消滅時効</p>	<p>第174条 次に掲げる債権は、1年間行使しないときは、消滅する。</p> <p>一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権</p> <p>二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権</p> <p>三 運送賃に係る債権</p> <p>四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権</p> <p>五 動産の損料に係る債権</p>
<p>判決で確定した権利の消滅時効</p>	<p>第174条の2 確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。</p> <p>② 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。</p>

第2編 物 権

第1章 総則

< Disc2 / 朗読 : 中島静佳 >

物権の創設	1 BCD	第175条 物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、 創設することができない。
移転 物権の設定及び	BCD	第176条 物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによつて、その効力を生ずる。
動の対抗要件 不動産に関する物権の変	2 A	第177条 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成16年法律第123号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。
の譲渡の対抗要件 動産に関する物権	A	第178条 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが行なわれれば、第三者に対抗することができない。